

○大野市情報公開条例施行規則

平成16年3月24日

規則第6号

大野市情報公開条例施行規則（平成9年規則第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大野市情報公開条例（平成16年条例第4号。以下「条例」という。）第37条の規定に基づき、市長が管理する公文書の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公開請求書等）

第2条 条例第6条第1項の公開請求書は、様式第1号によるものとする。

2 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 請求者の区分

(2) 求める公開の実施の方法

（公開決定通知書等）

第3条 条例第11条の書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書（様式第2号）

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定 公文書一部公開決定通知書（様式第3号）

(3) 公文書の全部を公開しない旨の決定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める通知書

イ ロ及びハに掲げる場合以外の場合 公文書非公開決定通知書（様式第4号）

ロ 公文書の存否を明らかにできない場合 公文書の存否を明らかにしない決定通知書（様式第5号）

ハ 公文書を保有していない場合 公文書不存在決定通知書（様式第6号）

（公開決定等期間延長通知書等）

第4条 条例第12条第2項の書面は、公開決定等期間延長通知書（様式第7号）とする。

（第三者に対して通知する事項等）

第5条 条例第13条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公開請求の年月日

(2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第13条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、公文書公開決定に係る意見照会書（様式第8号）とする。

3 条例第13条第1項の意見書は、公文書の公開に係る意見書（様式第9号）とする。

4 条例第13条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第1項各号に掲げる事項

(2) 条例第13条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

5 条例第13条第2項の書面は、公文書公開決定に係る意見照会書（様式第8号）とする。

6 条例第13条第2項の意見書は、公文書の公開に係る意見書（様式第9号）とする。

7 条例第13条第3項（条例第20条において準用する場合を含む。）の書面は、公文書公開通知書（様式第10号）とする。

（電磁的記録の公開方法）

第6条 条例第14条の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 市長が保有する機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力した物又はそれを複写した物の閲覧又は交付

(2) 市長が保有する機器及びプログラムを用いて再生することができる電磁的記録 当該電磁的記録又は当該電磁的記録を複写した物を再生したものの閲覧、聴取又は視聴

2 前項の実施機関が定める方法は、当該電磁的記録を録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写した物の交付が容易であるときは、同項の規定にかかわらず、当該複写した物の交付とすることができる。

（閲覧又は視聴の制限）

第7条 市長は、公文書の閲覧又は視聴をするものが当該公文書を汚損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止

することができる。

(写しの交付部数)

第8条 条例第14条の規定により写しの交付による公文書の公開を実施する場合における公文書の写しの交付の部数は、公開請求に係る公文書1件につき1部とする。

(費用の納付)

第9条 条例第16条ただし書の規定により請求者が負担する写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

(審査会諮問通知書)

第10条 条例第19条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第11号)により行うものとする。

(施行の状況の公表)

第11条 条例第35条の規定による施行の状況の公表は、大野市広報紙に登載して行うものとする。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、公文書の公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(大野市情報公開審査会規則の廃止)

2 大野市情報公開審査会規則(平成9年規則第31号)は、廃止する。

附 則(平成17年規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第2条の規定による改正前の大野市情報公開条例施行規則、第3条の規定による改正前の大野市個人情報保護条例施行規則、第5条の規定による改正前の大野市一般職の職員の給与に関する規則、第6条の規定による改正前の大野市税に関する文書の様式を定める規則、第7条の規定による改正前の大野市総合保養地域における固定資産税の特例措置に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の大野市過疎対策のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の大野市児童福祉法施行細則、第10条の規定による改正前の大野市児童デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則、第11条の規定による改正前の大野市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の大野市児童手当事務処理規則、第13条の規定による改正前の大野市子ども手当事務処理規則、第14条の規定による改正前の大野市老人福祉法施行細則、第15条の規定による改正前の大野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第16条の規定による改正前の大野市国民健康保険条例施行規則、第17条の規定による改正前の大野市介護保険条例施行規則、第18条の規定による改正前の大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則、第19条の規定による改正前の大野市水道給水条例施行規則、第20条の規定による改正前の大野市簡易水道等給水条例施行規則、第21条の規定による改正前の大野市公共下水道条例施行規則、第22条の規定による改正前の大野市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則、第23条の規定による改正前の大野市火災予防条例施行規則、第24条の規定による改正前の大野市液化石油ガス設備工事に関する規則及び第25条の規定による改正前の大野市火薬類の規制に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

大野市長 殿

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先(電話番号)

大野市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公開請求する公文書の 件名又は内容 〔できるだけ具体的に記 入してください。〕	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 市内に住所を有する者 <input type="checkbox"/> 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 <input type="checkbox"/> 市内の事務所又は事業所に勤務する者 (勤務地 ) (所在地 ) <input type="checkbox"/> 市内の学校に在学する者 (学校名 ) (所在地 ) <input type="checkbox"/> 実施機関が行う事務事業について具体的な利害関係を有するもの (利害関係の内容 )
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付( <input type="checkbox"/> 郵送希望)

注意1 □のある欄には、該当する□内にレ印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。

2 次の欄は、記入しないでください。

担当課	(電話番号 内線 )
備考	

様式第2号(第3条関係)

公文書公開決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開することに決定したので、大野市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ( )
公開の日時	年 月 日( ) 午前 時 分から 午後
公開の場所	
担当課	(電話番号 内線 )
備考	

注意1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課へ連絡してください。

様式第3号(第3条関係)

公文書一部公開決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり一部を公開することに決定したので、大野市情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

公文書の内容	
公開の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 ( )
公開の日時	年 月 日( ) 午前 時 分から 午後
公開の場所	
公開しない部分	
公開しない理由	大野市情報公開条例第7条第 号 に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課	(電話番号 内線 )
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として(訴訟において大野市を代表する者は大野市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。
備考	

注意1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ、担当課へ連絡してください。

3 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合は、記載された日以後に改めて請求してください。

様式第4号(第3条関係)

公文書非公開決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開しないことに決定したので、大野市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
公開しない理由	大野市情報公開条例第7条第 号 に該当
※上記の理由がなくなる期日	年 月 日
担当課	(電話番号 内線 )
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として(訴訟において大野市を代表する者は大野市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。
備考	

注意 ※欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。公開を希望する場合には、記載された日以後に改めて請求してください。

様式第5号(第3条関係)

公文書の存否を明らかにしない決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、公文書の存否を明らかにできないため、公開しないことに決定したので、大野市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
公文書の存否を明らかにしない理由	
担当課	(電話番号 内線 )
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として(訴訟において大野市を代表する者は大野市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。
備考	

様式第6号(第3条関係)

公文書不存在決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、公文書を保有していないため、公開しないことに決定したので、大野市情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
公文書を保有していない理由	
担当課	(電話番号 内線 )
この決定に不服がある場合の救済方法	この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大野市長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として(訴訟において大野市を代表する者は大野市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。
備考	

様式第7号(第4条関係)

公開決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けで請求のあった公文書の公開については、次のとおり公開決定等の期間を延長したので、大野市情報公開条例第12条第2項の規定により通知します。

公文書の内容	
当初の決定期限	年 月 日
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課	(電話番号 内線 )
備考	

様式第8号(第5条関係)

公文書公開決定に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

殿

大野市長

大野市情報公開条例第6条第1項の規定により公開請求のあった公文書に、あなた(貴

)に関する情報が記録されていますので、同条例第13条 第1項 第2項 の規定により通知

します。

本件公開請求に係る公文書の公開決定等についてご意見があれば、別記様式第9号により  
年 月 日までに回答してください。

公開請求年月日	年 月 日
公文書の内容	
公開請求に係る公文書に記録されているあなた(貴 )に関する情報の内容	
意見書の提出先(担当課)	(電話番号 内線 )
大野市情報公開条例第13条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
備考	

様式第9号(第5条関係)

公文書の公開に係る意見書

年 月 日

大野市長 殿  
(担当課)

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は〕  
〔事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり回答します。

公文書の内容	
意 見	1 公開されても支障がない  2 公開されると支障がある (1) 支障がある部分  (2) 支障がある理由

注意1 意見欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

2 2を○印で囲んだ場合には、(1)支障がある部分欄及び(2)支障がある理由欄も記載してください。

様式第10号(第5条関係)

公文書公開通知書

第 号  
年 月 日

殿

大野市長

あなた(貴 )に関する情報が記録されている公文書の公開請求について、次のとおり公開することを決定したので、大野市情報公開条例第13条第3項(第20条において準用する同条例第13条第3項)の規定により通知します。

公文書の内容	
公開請求に係る公文書に記録されているあなた(貴 )に関する情報の内容	
公開決定をした理由	
公開を実施する日	年 月 日
担当課	(電話番号 内線 )
備考	

注意 この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大野市長に対して審査請求をすることができますが、公開を実施する日までに審査請求がされないときは、あなた(貴 )に関する情報が公開されます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大野市を被告として(訴訟において大野市を代表する者は大野市長となります。)、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 大野市情報公開条例第20条において準用する同条例第13条第3項の規定により通知する場合は、審査請求に係る教示文を省略すること。

様式第11号(第10条関係)

審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

殿

大野市長

年 月 日付けの公開決定等に対する審査請求について、次のとおり大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会に諮問したので、大野市情報公開条例第19条第3項の規定により通知します。

公文書の内容	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
担当課	(電話番号 内線 )
備考	年 月 日

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 3 条関係)

様式第 5 号 (第 3 条関係)

様式第 6 号 (第 3 条関係)

様式第 7 号 (第 4 条関係)

様式第 8 号 (第 5 条関係)

様式第 9 号 (第 5 条関係)

様式第 10 号 (第 5 条関係)

様式第 11 号 (第 10 条関係)